

令和2年
9月18日
から施行

青少年に対する クロスボウの 販売等が禁止されます

18歳未満の青少年に

- 売買する
- 贈与する
- 貸付けする
- 所持させる



クロスボウ
(銃砲型近代洋弓)
※ イメージ

30万円以下の罰金

埼玉県青少年健全育成条例第12条第1項の規定に基づき、下記に該当するクロスボウを有害がん具等として指定します。

銃同様に引き金を引くことで、矢を発射させるようになっている洋弓で、発射された矢の有する単位面積当たりのエネルギーが、装填時の矢の先端から50センチメートルの距離で0.07重量キログラムメートル毎平方センチメートル以上のもの

※ 威力の目安としては、3mの距離から矢を発射して新聞紙5枚を貫通する程度です。
一般的なおもちゃのクロスボウであれば該当しません。

埼玉県青少年健全育成条例 〈一部抜粋〉

(有害がん具等の指定及び売買等の禁止)

第12条 知事は、がん具等の構造等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該がん具等を青少年に有害ながん具等として指定することができる。

(第1号省略)

(2) 青少年又はその他の者の生命又は身体に対して危険を伴い、又は害を及ぼし、青少年の健全な成長を阻害するおそれのあるもの

(第2項省略)

3 何人も、青少年に対し、第1項の規定により指定されたがん具等(前項の規定により指定されたものとみなされるがん具等を含む。以下「有害がん具等」という。)を売買し、交換し、贈与し、若しくは貸し付け、又は所持させてはならない。

(第4項省略)

(罰則)

第29条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第11条第3項、第12条第3項若しくは第4項(以下省略)の規定に違反した者

(2)~(3) (略)

条例に基づく有害指定の詳細については、
下記の埼玉県ホームページにてご確認ください。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0307/jourei/yuugai-sitei2.html>



クロスボウ を正しく使うために

- クロスボウはスポーツ用品です。
許可された射撃場等で正しく安全に使用してください。
- 矢を用いた野生動物の狩猟は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護管理法）により禁止されています。

※ 罰則 6月以下の懲役又は50万円以下の罰金



埼玉県青少年健全育成条例のお問い合わせは

埼玉県 県民生活部 青少年課

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 TEL 048(830)2904 FAX 048(830)4754



さいたまっち & コパトン